

平成 22 年 5 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理部
アカウントティング・サポートグループ

企業会計基準公開草案第 40 号（企業会計基準第 2 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 36 号（企業会計基準適用指針第 4 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」及び実務対応報告公開草案第 32 号（実務対応報告第 9 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 4 月 1 日付で公表されました表記公開草案について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

本公開草案の全体的な方向性については賛成しますが、個々の内容については、当監査法人の意見を下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. ストック・オプションが存在する場合の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算について

【意見】適用指針（案）22 項では、「ストック・オプションの権利の行使により払い込まれると仮定された場合の入金額には、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める。」とある。これについては、計算過程を容易に理解できるように、まず、ストック・オプションが存在する場合にどのような計算を行うのかについて、会計基準（案）において「ストック・オプションが存在する場合」という項を設けて説明することが必要である。また、計算過程を具体的に理解するために、設例を示すことも望まれる。

【理由】 会計基準（案）第 26 項の「ワラントが存在する場合」の規定によれば、ストッ

ク・オプションが存在する場合の普通株式増加数は、ストック・オプションが期首又は発行時においてすべて行使されたと仮定した場合に発行される普通株式数から、「ストック・オプションの行使による入金額」で自己株式を買受けたと仮定して計算した普通株式数を控除して計算される（自己株式算定方式）と考えられる。また、この場合の「ストック・オプションの行使による入金額」には、行使価額として現金により払い込まれる部分だけではなく、ストック・オプションの公正な評価額のうち、「将来企業に提供されるサービスに係る分」を含めるということを適用指針（案）22項で規定している。

これらのストック・オプションが存在する場合の普通株式増加数の計算過程が会計基準（案）の中でまとめて説明されていないことから、「ストック・オプションが存在する場合」という項を設けて説明することが、計算過程の理解に必要であると考えられる。また、会計基準の円滑な適用のために、適用指針（案）に設例を設けることが望まれる。

以上